独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	ヤマト インターナショナル株式会社	コード	8127
提出日	2026/10/29	異動（予定）日	2026/11/20
独立役員届出書の提出理由	独立役員の属性・選任理由の説明をアップデートしたため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）															異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	該当なし		
1	北村　禎宏	社外取締役	○																○	指定	有
2	森山　義子	社外取締役	○																○	訂正・変更	有
3	細川　良造	社外監査役	○																○	指定	有
4	山田　奈央子	社外監査役	○																○	指定	有
5																					

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	該当事項はありません。	有限会社KBCの代表取締役であり、コンサルティング業務における豊富な経験と顧客系の情報分析（CRM）ロジック（LTV、RFM）及びダイレクトマーケティングに関する知見を備えるばかりでなく、経営者としての経験と見識を有しており、引き続き当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただき当社の経営体制の更なる強化と企業価値の向上に貢献していただけると判断し、選任しております。また、同氏及び同社と当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員の指定を行うものであります。
2	該当事項はありません。	TMI総合法律事務所のカウンセル弁護士であり、国内外の企業法務に関する豊富な経験とダイバーシティ、CSR等に関する専門的な知識をもって、ガバナンスやコンプライアンスの視点から経営全般に関する助言をいただき、当社の企業価値の向上に貢献していただけると判断し、選任しております。また、同氏が所属する同事務所と当社との間には2025年9月～2026年8月の1年間においてスポット案件に関するリーガルアドバイザリー契約がありますが、その報酬額は当社の2026年8月期における販売管理費総額の0.1%未満と僅少であり、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員の指定を行うものであります。
3	該当事項はありません。	細川総合法律事務所の弁護士であり、企業法務に精通し、会社法、労務法、不動産に係る問題やM&Aにおける法務デューデリジェンス、企業不祥事等への対応に携わってきた豊富な経験と見識をもって、当社の社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。また、同氏及び同社と当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員の指定を行うものであります。
4	該当事項はありません。	株式会社シルキースタイルの代表取締役であり、美容関連商品の開発・企画・製造・販売・PR・マーケティング・コンサルタントにおける豊富な経験と幅広い知見を有しているばかりでなく、経営に携わった経験と見識をもって、当社の社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。また、同氏及び同社と当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員の指定を行うものであります。
5		

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役又は会計参与
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主又はその業務執行者
　　j.　上場会社が主要株主である者の業務執行者
　　k.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社の株式を政策保有株式として保有している者の業務執行者（本人のみ）
　　m.　上場会社が株式を政策保有株式として保有している者の業務執行者（本人のみ）
　　n.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　o.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～oの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～oのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。